

第2号様式（第5条）

介護保険福祉用具購入費等受領委任払制度に係る取扱確約書

年 月 日

横芝光町長 様

事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者の登録の申請を行うに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 福祉用具等の提供に関しては、関係法令、横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払いの実施等に関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 福祉用具等の提供を受ける被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具等の提供に努めること。
- 3 福祉用具等の提供に当たっては、横芝光町、居宅介護支援事業者等の福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 福祉用具等の提供に当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、受領委任が可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者の過去の住宅改修の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、受領委任を拒まないこと。
- 6 福祉用具等の提供に当たっては、保険給付分を除いた自己負担額分を被保険者より徴収するものとし、これを減免し、又は超過して徴収しないこと。また、自己負担額分を徴収したときは、被保険者に対し自己負担額分を明記した領収書を発行すること。
- 7 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を横芝光町に通知すること。
 - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、当該福祉用具等の提供に当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
- 8 福祉用具等の提供に関する記録を整備し、提供の完了日から2年間保存すること。
- 9 関係法令、要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について横芝光町から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 10 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、町の介護保険担当課等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 11 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。
- 12 横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書により町長に届け出ること。
- 13 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、速やかにその旨を横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者廃止（休止・再開）届出書により町長に届け出ること。
- 14 住宅改修を行う際には、改修費用が市場価格と著しくかい離しないよう、適正な価格で行うこと。
- 15 住宅改修の施工により被保険者に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議の上、関係法令等に従いその責任の範囲内において被保険者へその損害を賠償すること。
- 16 受領委任に当たって、当該手続に係る費用を被保険者から徴収しないこと。